

当面の建築基準法に係る技術基準の整備予定について

【構造関係】

○エネルギー法の導入（告示制定）

エネルギー吸収量等により建築物の耐震性能を検証する構造計算方法をできるだけ速やかに法令上位置付ける。

○時刻歴の大臣認定を受けた建築物に使用される材料の取扱い（告示改正）

法 37 条認定の対象となる材料を用いた建築物に時刻歴応答解析を用いる場合、材料認定を必要とせずに時刻歴の中で材料の品質を確認することを検討する。

○プレストレストコンクリート造の構造方法改訂（告示改正）

旧法 38 条認定の実績等を踏まえ、特殊なプレストレストコンクリート造の構造方法に係る一般的な基準を追加する。

○軽量気泡コンクリート造の構造方法追加（告示改正）

旧法 38 条認定の実績等を踏まえ、軽量気泡コンクリート造の構造方法に係る一般的な基準を追加する。

○壁式鉄筋コンクリート造の耐久性に関する規定の合理化（告示改正）

壁式鉄筋コンクリート造の耐久性に関する規定の合理化を図り、旧法 38 条認定を受けて建設された設計基準強度の低いコンクリートを使用した壁式鉄筋コンクリート造の建築物について構造安全性を検証した上で増改築を可能とすることを検討する。

○【CP 関連】使用上の支障についての規定にデッキプレート及びアルミニウム合金造の区分を追加（告示改正）

建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法の規定に、デッキプレート版及びアルミニウム合金造についての規定を追加する。

○アルミニウム合金造の構造計算規定の合理化（告示改正）

現行、詳細な構造計算を求めているアルミニウム合金造の建築

物のうち小規模なものについては、必要な合理化を図り、より簡易な構造計算（一次設計）でよいこととする。

○【ＣＰ関連】煙突の構造計算規定改正（告示改正）

煙突の構造計算に実況に応じた地震力を用いることは、現行では地下部分においてのみ可能となっているが、これを地上部分にも適用可能にすることを検討する。

等

【防火関係】

○【ＣＰ関連】耐火性能検証法の改訂（告示改正）

所定の計算によって建築物の耐火性能を評価する耐火性能検証法において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の構造種別に応じて、計算に必要な係数が定められている。

最近の技術開発の進展により、アルミニウム合金造の建築物及び合成スラブを使用した建築物についても知見が得られたことから、当該構造方法に関する係数を定め、耐火性能検証法の適用範囲の拡大を図る。

また、無被覆鉄骨造柱・はり及び木造柱・はりの部材温度の計算式が安全側となっていることから必要な合理化を図るべき旨の提案がＣＰにあったことから、提案に対応し計算式の修正を検討する。

○避難安全性能評価における設計火源の設定（業務方法書改訂）

検証方法の合理化の観点から、建築物の避難安全性能の評価においてスプリンクラー設備による燃焼抑制の効果を適切に評価するための検討を行う。

○石綿代替建材の防火構造等への位置付け（告示改正）

本年１０月１日より労働安全衛生法施行令の改正により原則として使用することができなくなった石綿建材の代替品（繊維強化セメント板等）のうち性能が確認されている構造方法を防火構造等に位置付けることを検討する。

等

【環境・設備関係】

- 小中学校・高等学校等の教室の天井高さ制限の見直し（政令改正）
居室の天井高さは2.1m以上としているが、小中学校・高等学校等の教室(50 m²超)に限って3 m以上としなければならないと特別の定めをしている。

これが用途転用による不登校児向け学校整備などの制約になるとの指摘がある一方、天井高さ制限の緩和による児童・生徒の健康への影響も懸念される。

このため、規制改革・民間開放推進3カ年計画等に基づき、教室の天井高さが児童・生徒の心身の健康に与える影響等について、多様な専門家による調査・検討を行い、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その結論に即して政令の見直しを行う。

- 【CP関連】昇降路に設けることができる配管設備（政令改正）
現在は、昇降機及び配管設備等の安全確保のため、昇降路内には、昇降機に必要なもの以外の配管設備を設置してはならないこととしている。

I T化の進展により、既存ビルへの光ファイバーによる通信設備の導入のため、昇降路内にこれを敷設可能とするとの提案がCPになされている。

技術的検討の結果、漏水・漏電等や電磁ノイズ等による昇降機への悪影響のおそれがなく、また、昇降機の使用による配管への悪影響が想定されないものについて、昇降機の昇降等に支障がない部分に設置することは可能との結論に至った。このため、現在、具体的な基準を検討している。（当面は光ファイバー及び光ファイバーのための配管設備を認める方向で検討中。）

- 【CP関連】特殊な構造又は使用形態のエレベーターの構造方法に係る基準の改定（告示改正）

旧38条認定の実績等を踏まえ、ラックピニオン式、ボールねじ式等の駆動装置を用いるエレベーター（段差解消機）の構造方法に係る一般的な基準を追加する。

- 【CP関連】用途が特殊なエレベーターの区分、そのかごの積載荷重に関する基準の改定（告示改正）

バリアフリー化の推進のため、中層建築物に設ける身体障害者等用のエレベーターについて、利用形態、使用頻度等を踏まえ、その積載荷重を中層住宅用エレベーターと同様とできるか等を検討する。

(参考)

中高層住宅用エレベーター(かご床面積 1.3 m²以下)の積載荷重
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,300N 以上かつ 2,500N/m²
通常のエレベーター(かご床面積 1.5 m²以下)の積載荷重
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,600N/m²

○【CP関連】昇降機の安全装置の基準の改定（告示改正）

昇降機における人身事故の発生状況を踏まえ、昇降機に設けるべき安全装置の追加等について検討する。

(例)

- ・エスカレーターの手すりのみの停止をきっかけとした転倒事故による被害を軽減するため、手すりと踏段との運行速度が異なる場合に、エスカレーターを停止させる装置の追加。

○避雷設備の構造方法の基準の改定（告示改正）

避雷設備の構造方法の基準は日本工業規格（JIS）を引用する形で規定しているが、昨年、国際規格（IEC）への整合化の観点から、IECと同じ内容に改訂されている。

この改訂を踏まえ、避雷設備の構造方法の基準について、新しいJISに即したもののでも古いJISに即したもののでも適法なものとなるように仕様基準を改定することを検討する。

○【CP関連】シックハウス対策に係る換気量計算を要しない換気設備の基準の追加（告示改正）

中央管理方式の空気調和設備については、実際の必要有効換気量が大きいため、改めてシックハウス対策のための換気計算を行うことが負担であるとの指摘があり、CPに技術的な検討も含めた提案（規制対象建材についてF☆☆☆以上の性能のもののみ使用する場合に換気計算不要等。）がされている。

この提案を踏まえ、中央管理方式の空気調和設備について、シックハウス対策に係る必要有効換気量計算を要しない場合の基準の整備を検討する。

等